

平成30年度 第2回 二宮町下水道運営審議会次第

日 時 平成31年2月18日（月）

午前10時00分～

場 所 二宮町町民センター2Bクラブ室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）二宮町下水道事業の経営状況等について

（2）その他

4 閉 会

## 二宮町下水道運営審議会委員名簿

平成31年2月現在

No	氏名	地区	備考	任期
1	宮林 正彦	—	学識経験者(県企業庁平塚水道営業所長)	平成32年3月31日
2	海野 淳	—	学識経験者(県下水道公社業務部長)	平成32年3月31日
3	大田 博樹	—	学識経験者(神奈川大学経営学部准教授)	平成32年3月31日
4	松尾 武保	富士見が丘	排水設備設置義務者及び使用者	平成32年3月31日
5	添田 米美	元町北	排水設備設置義務者及び使用者	平成32年3月31日
6	村田 耕一郎	越地	排水設備設置義務者及び使用者	平成32年3月31日
7	土谷 美智代	元町南	排水設備設置義務者及び使用者	平成32年3月31日
8	山下 真理子	中里	排水設備設置義務者及び使用者	平成32年3月31日
9	永井 和美	富士見が丘	排水設備設置義務者及び使用者	平成32年3月31日
10	原 美耶	山西	排水設備設置義務者及び使用者	平成32年3月31日

※順不同

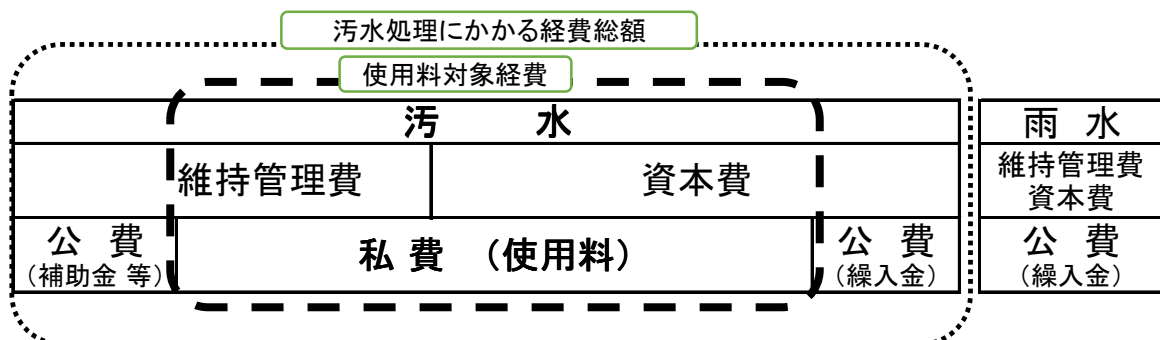
## 下水道事業経営と下水道使用料の基本的な考え方

公共下水道事業は、地方財政法により公営企業とされており、その事業に伴う経費はその事業に伴う収入によるもので賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制を原則とする事業です。

それら経費は、性質上その事業経営として充てることが適当でない経費や、能率的な経営からの収入を充てることが客観的に困難であるとされる経費を除いて、当該事業の経営に伴う収入（地方債の収入を含む）をもって充てなければならない、という適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則によるとされています。

下水道は、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るための基本的な施設です。その下水道施設の管理運営に関連した費用負担については「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」の中で、「下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとされている。ただし、下水道の公共的役割を鑑み、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担となる。」と書かれています。このことを図で表すと以下のようになります。

- ◎ 下水道使用料対象経費  
公費で負担すべきものを除いた維持管理に係る経費と資本費（元利償還金）



## 下水道使用料対象経費について

## 年間有収水量・使用料収入の推移

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
年間有収水量(千 $\text{m}^3$ ) ①	1,772	1,752	1,777	1,790	1,801
使用料収入(税込)(千円) ②	231,768	234,303	237,775	259,246	269,923

## 汚水処理費の推移(地方公営企業決算状況調査の各年度の抜粋)

(税込・単位:千円)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
汚水処理費 (使用料対象経費)	維持管理費	直接的経費					
		管渠費 ③	10,028	9,635	8,616	10,845	7,632
		ポンプ場費 ④	0	0	0	0	0
		処理場費 ⑤	0	0	0	0	0
	間接的経費	業務費 ⑥	44,356	42,094	39,143	39,884	44,394
		流域下水道維持管理負担金 ⑦	95,336	99,768	116,295	103,303	108,670
	小 計 ⑧		149,720	151,497	164,054	154,032	160,696
	資本費	減価償却費 ⑨	0	0	0	0	0
		地方債元金償還費 ⑩	176,560	169,870	158,096	171,704	107,199
		地方債利子償還費 ⑪	9,886	9,348	8,800	8,241	3,452
小 計 ⑫		186,446	179,218	166,896	179,945	110,651	
合 計 ⑬		336,166	330,715	330,950	333,977	271,347	

## 使用料収入と汚水処理費の差引

(単位:千円)

使用料収入 - 汚水処理費 : ②-⑬	$\Delta$ 104,398	$\Delta$ 96,412	$\Delta$ 93,175	$\Delta$ 74,731	$\Delta$ 1,424
---------------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------

## 使用料単価・汚水処理原価・経費回収率の推移

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
使用料単価 (円/ $\text{m}^3$ ): ②/① ⑭	130.8	133.7	133.8	144.8	149.9
汚水処理原価 (円/ $\text{m}^3$ ): ⑬/① ⑮	189.7	188.8	186.2	186.6	150.7
経費回収率 (%): ⑭/⑮ * 100 ⑯	68.9	70.8	71.8	77.6	99.5

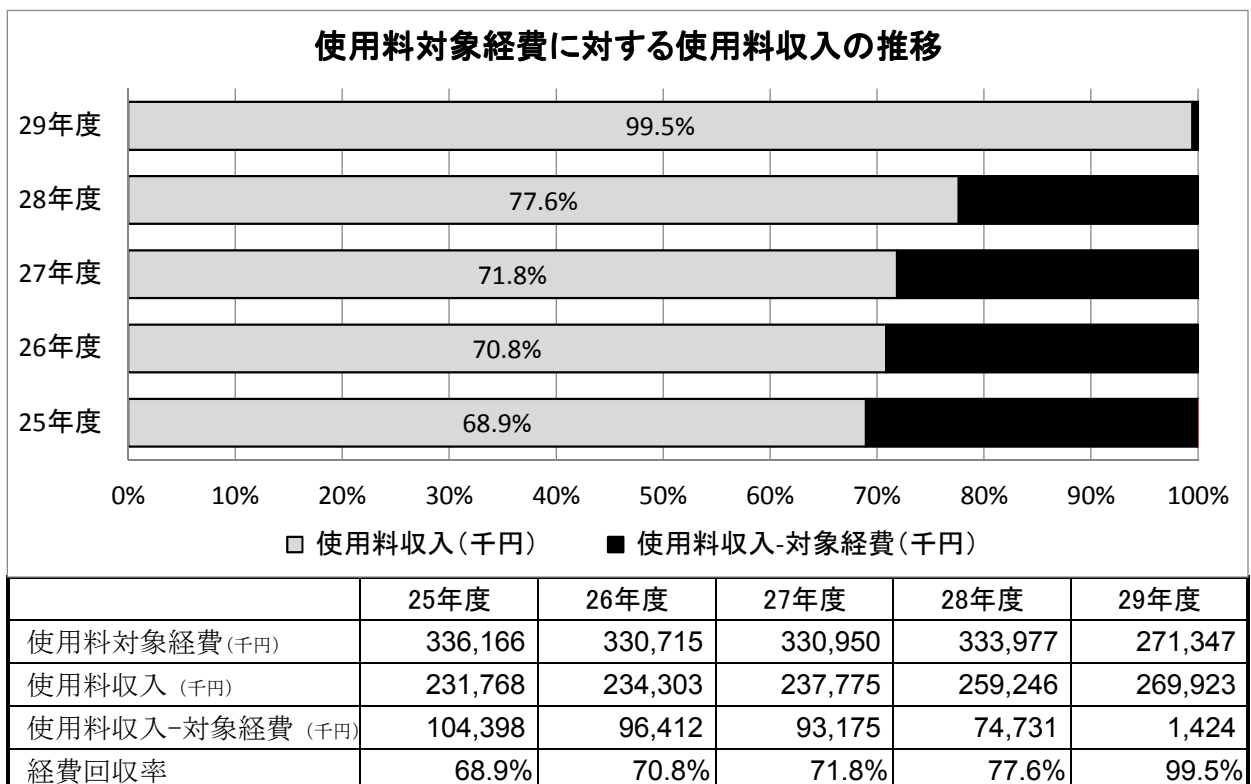
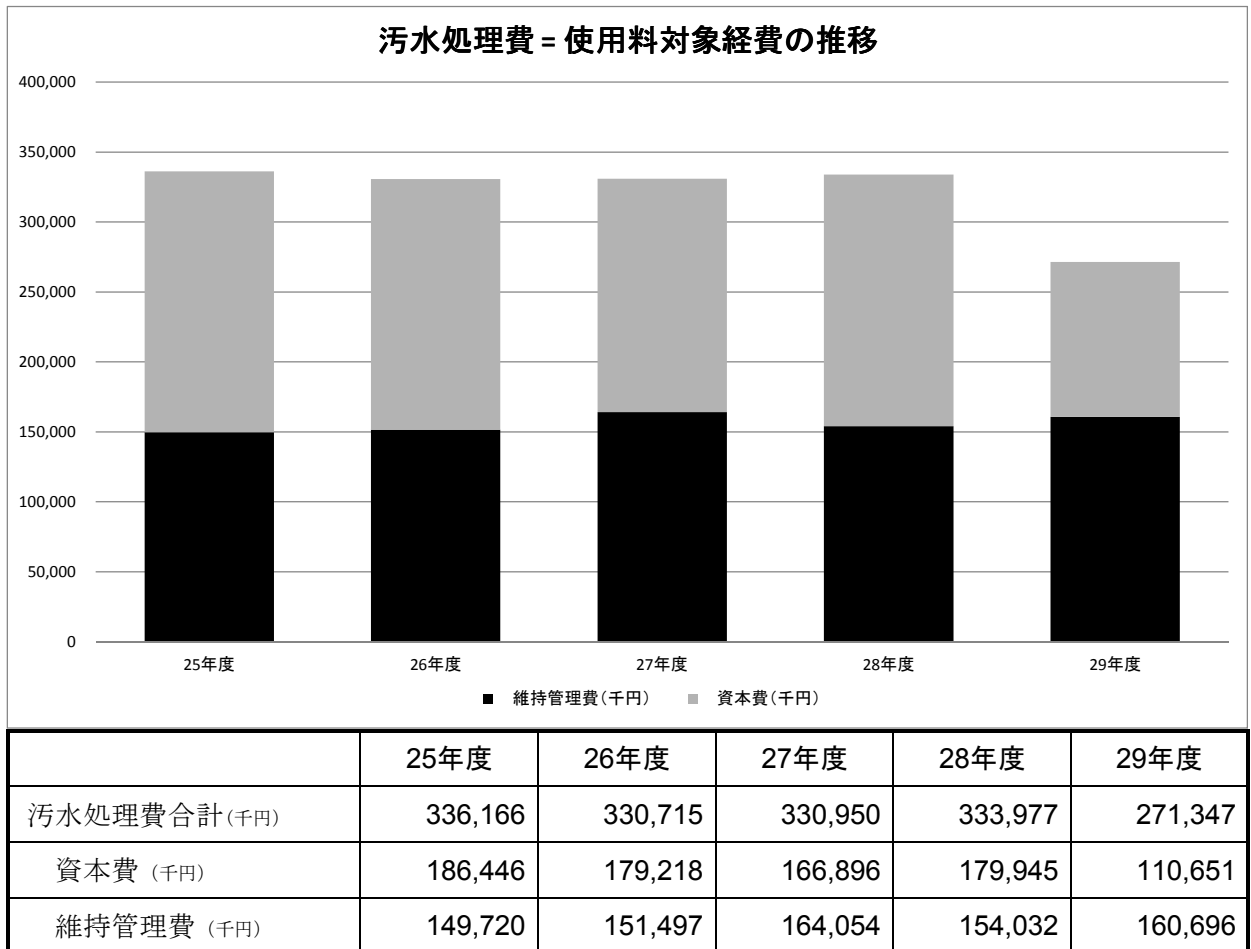
※ 「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」報告書において、現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあつては、他公共料金に鑑み20 $\text{m}^3$ /月あたり3,000円(使用料単価150円/ $\text{m}^3$ )の水準に引き上げることと示されている。

【平成18年3月 総務省自治財政局地域企業経営企画室】

平成29年度の経費回収率は、使用料収入で汚水処理費のうち維持管理費を100%、資本費の99%を賄えたことにより99.5%となりました。

経営状況は従来と比較して改善の傾向を示しています。中長期的に安定した経営を維持するため、今後も財源の確保に向けた取り組みが必要です。

## 下水道使用料対象経費の推移



○ 県内自治体使用料比較（2か月あたり）※政令指定都市を除く

\* 着色の自治体は酒匂川流域下水道関連市町を示す

基本料金		基準 水量	税抜 (参考)	税込 税率8%
1	真鶴町	20㎡まで	2,762円	<b>2,982円</b>
2	湯河原町	20㎡まで	2,260円	<b>2,440円</b>
3	三浦市	20㎡まで	2,012円	<b>2,172円</b>
4	横須賀市	20㎡まで	1,942円	<b>2,097円</b>
5	小田原市	16㎡まで	1,811円	<b>1,955円</b>
6	松田町	20㎡まで	1,794円	<b>1,937円</b>
7	<b>二宮町</b>	<b>16㎡まで</b>	<b>1,764円</b>	<b>1,905円</b>
8	大磯町	16㎡まで	1,652円	<b>1,784円</b>
9	伊勢原市	16㎡まで	1,642円	<b>1,773円</b>
10	座間市	16㎡まで	1,630円	<b>1,760円</b>
11	鎌倉市	16㎡まで	1,552円	<b>1,676円</b>
12	大井町	20㎡まで	1,520円	<b>1,641円</b>
13	箱根町	20㎡まで	1,520円	<b>1,641円</b>
14	愛川町	16㎡まで	1,500円	<b>1,620円</b>
15	寒川町	16㎡まで	1,414円	<b>1,527円</b>
16	厚木市	16㎡まで	1,406円	<b>1,518円</b>
17	藤沢市	16㎡まで	1,398円	<b>1,509円</b>
18	大和市	16㎡まで	1,350円	<b>1,458円</b>
19	南足柄市	16㎡まで	1,348円	<b>1,455円</b>
20	開成町	20㎡まで	1,344円	<b>1,451円</b>
21	清川村	20㎡まで	1,340円	<b>1,447円</b>
22	平塚市	16㎡まで	1,324円	<b>1,429円</b>
23	海老名市	16㎡まで	1,298円	<b>1,401円</b>
24	葉山町	16㎡まで	1,280円	<b>1,382円</b>
25	茅ヶ崎市	16㎡まで	1,232円	<b>1,330円</b>
26	綾瀬市	16㎡まで	1,220円	<b>1,317円</b>
27	山北町	20㎡まで	1,200円	<b>1,296円</b>
28	逗子市	16㎡まで	1,132円	<b>1,222円</b>
29	中井町	20㎡まで	1,100円	<b>1,188円</b>
30	秦野市	8㎡まで	730円	<b>788円</b>

20㎡使用		税抜 (参考)	税込 税率8%
1	真鶴町	2,762円	<b>2,982円</b>
2	<b>二宮町</b>	<b>2,280円</b>	<b>2,462円</b>
3	湯河原町	2,260円	<b>2,440円</b>
4	大磯町	2,128円	<b>2,298円</b>
5	秦野市	2,090円	<b>2,256円</b>
6	座間市	2,090円	<b>2,256円</b>
7	伊勢原市	2,082円	<b>2,248円</b>
8	三浦市	2,012円	<b>2,172円</b>
9	鎌倉市	1,976円	<b>2,134円</b>
10	小田原市	1,975円	<b>2,133円</b>
11	横須賀市	1,942円	<b>2,097円</b>
12	愛川町	1,888円	<b>2,039円</b>
13	藤沢市	1,806円	<b>1,950円</b>
14	大和市	1,798円	<b>1,941円</b>
15	松田町	1,794円	<b>1,937円</b>
16	寒川町	1,778円	<b>1,920円</b>
17	厚木市	1,770円	<b>1,911円</b>
18	平塚市	1,720円	<b>1,857円</b>
19	葉山町	1,680円	<b>1,814円</b>
20	綾瀬市	1,636円	<b>1,766円</b>
21	海老名市	1,626円	<b>1,756円</b>
22	茅ヶ崎市	1,596円	<b>1,723円</b>
23	箱根町	1,520円	<b>1,641円</b>
24	大井町	1,520円	<b>1,641円</b>
25	逗子市	1,480円	<b>1,598円</b>
26	南足柄市	1,456円	<b>1,572円</b>
27	開成町	1,344円	<b>1,451円</b>
28	清川村	1,340円	<b>1,447円</b>
29	山北町	1,200円	<b>1,296円</b>
30	中井町	1,100円	<b>1,188円</b>

40㎡使用		税抜 (参考)	税込 税率8%
1	真鶴町	6,188円	<b>6,682円</b>
2	三浦市	5,312円	<b>5,736円</b>
3	湯河原町	5,074円	<b>5,480円</b>
4	<b>二宮町</b>	<b>4,860円</b>	<b>5,248円</b>
5	小田原市	4,795円	<b>5,178円</b>
6	大磯町	4,508円	<b>4,868円</b>
7	秦野市	4,490円	<b>4,848円</b>
8	横須賀市	4,442円	<b>4,797円</b>
9	座間市	4,390円	<b>4,740円</b>
10	伊勢原市	4,282円	<b>4,624円</b>
11	鎌倉市	4,186円	<b>4,520円</b>
12	大和市	4,168円	<b>4,501円</b>
13	葉山町	4,080円	<b>4,406円</b>
14	藤沢市	4,006円	<b>4,326円</b>
15	愛川町	3,848円	<b>4,155円</b>
16	綾瀬市	3,816円	<b>4,121円</b>
17	松田町	3,774円	<b>4,075円</b>
18	箱根町	3,720円	<b>4,017円</b>
19	平塚市	3,700円	<b>3,996円</b>
20	寒川町	3,598円	<b>3,885円</b>
21	厚木市	3,590円	<b>3,877円</b>
22	茅ヶ崎市	3,416円	<b>3,689円</b>
23	大井町	3,320円	<b>3,585円</b>
24	海老名市	3,266円	<b>3,527円</b>
25	逗子市	3,260円	<b>3,520円</b>
26	南足柄市	3,236円	<b>3,494円</b>
27	開成町	3,064円	<b>3,309円</b>
28	清川村	2,840円	<b>3,067円</b>
29	山北町	2,700円	<b>2,916円</b>
30	中井町	2,400円	<b>2,592円</b>

100㎡使用		税抜 (参考)	税込 税率8%
1	三浦市	18,792円	<b>20,295円</b>
2	真鶴町	16,464円	<b>17,782円</b>
3	小田原市	16,275円	<b>17,577円</b>
4	秦野市	16,090円	<b>17,376円</b>
5	葉山町	15,880円	<b>17,150円</b>
6	<b>二宮町</b>	<b>15,360円</b>	<b>16,588円</b>
7	横須賀市	14,892円	<b>16,083円</b>
8	湯河原町	13,518円	<b>14,600円</b>
9	藤沢市	13,426円	<b>14,500円</b>
10	大磯町	13,168円	<b>14,221円</b>
11	伊勢原市	12,742円	<b>13,761円</b>
12	座間市	12,690円	<b>13,704円</b>
13	大和市	12,368円	<b>13,357円</b>
14	箱根町	12,320円	<b>13,305円</b>
15	鎌倉市	12,246円	<b>13,225円</b>
16	綾瀬市	11,816円	<b>12,761円</b>
17	茅ヶ崎市	11,276円	<b>12,178円</b>
18	逗子市	10,630円	<b>11,480円</b>
19	大井町	10,420円	<b>11,253円</b>
20	松田町	10,414円	<b>11,247円</b>
21	寒川町	10,078円	<b>10,884円</b>
22	南足柄市	10,016円	<b>10,817円</b>
23	愛川町	9,948円	<b>10,743円</b>
24	平塚市	9,790円	<b>10,573円</b>
25	開成町	9,604円	<b>10,372円</b>
26	厚木市	9,410円	<b>10,162円</b>
27	海老名市	8,666円	<b>9,359円</b>
28	山北町	8,160円	<b>8,812円</b>
29	中井町	7,600円	<b>8,208円</b>
30	清川村	7,340円	<b>7,927円</b>